

令和8年度山梨県妊産婦等生活援助事業の業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、山梨県妊産婦等生活援助事業の業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものです。

なお、本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。予算の執行は、令和8年度当初予算の成立が前提であり、今後、募集を中止することや内容を変更することがありますので、予めご了承ください。

山梨県知事 長崎幸太郎

令和8年3月5日

1 業務の概要

(1) 業務名

山梨県妊産婦等生活援助事業

(2) 業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料上限額

41,135千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上限額には、宿直手当加算1,606千円、居室稼働加算6,205千円（450人日～900人日）、休日相談対応体制加算1,300千円、心理療法連携支援加算887千円、法律相談連携支援加算887千円を含む。

ただし、居室稼働加算6,205千円（450人日～900人日）については、別紙仕様書（案）の7（3）生活支援で定める入所日数が450日に満たなかった場合、委託料上限額から当該加算額を減額する。

2 参加者の資格に関する要件

本企画案に参加できるものは、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。

- (4) この公告の日から契約までの間に、山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者。
- (5) 山梨県内に事業所（支店、支社、営業所等）を有する者であること。
- (6) 母子生活支援施設や乳児院、医療機関を運営する者のほか、妊産婦への相談支援や生活支援の事業実績を有する者であること。

3 スケジュール

(1) 募	集	開	始	令和8年3月 5日 (木)													
(2) 説		明	会	令和8年3月 9日 (月) 午後2時													
(3) 質	問	票	提	出	期	限	令和8年3月10日 (火) 午後5時										
(4) 企	画	提	案	参	加	資	格	確	認	申	請	書	提	出	期	限	令和8年3月13日 (金) 午後5時
(5) 企	画	提	案	書	提	出	期	限	令和8年3月19日 (木) 午後5時								
(6) 一		次		審		査	令和8年3月23日 (月) 実施予定										
(7) 二		次		審		査	令和8年3月26日 (木) 実施予定										
(8) 最	終	審	査	結	果	通	知	令和8年3月30日 (月) 頃発送予定									
(9) 契		約		締		結	令和8年4月 1日 (水) 予定										

4 説明会

公募型プロポーザルについて、令和8年3月9日（月）午後2時からオンライン説明会を開催します。参加を希望される場合には、3月6日（金）午後5時までに、以下のフォームより登録をお願いします。

登録いただいたメールアドレスあて、会議 URL を3月9日（月）午前10時までに送信します。

参加申請フォーム：<https://forms.office.com/r/cV3RxQ4F4D>

5 参加申込

企画提案の応募を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
 - ・令和8年3月13日（金）午後5時
 - ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時を除く）に提出すること。
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 参加申込事業者の概要（様式第3号）

※山梨県物品等入札資格者名簿に記載されている場合は、競争入札参加資格通知書（写）を添付すること。この場合において、イ 誓約書（様式第2号）の提出は不要とする。

※過去5年間において国や地方公共団体又は民間事業者との間で契約・履行したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

(3) 提出場所

山梨県総合県民支援局こども福祉課児童養護担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
- ・電話 055-223-1457 (直通)

(4) 提出方法

持参又は郵便により、期限までに必着のこと。(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申立てることはできない。以下同じ。)により提出するものとする。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後に辞退する場合は、企画提案辞退届(様式第4号)を提出すること。

(6) 結果通知

参加資格審査結果は、令和8年3月16日(月)以降にすべての申請者に対し通知する。

(7) 非選定理由に関する事項

参加資格を満たす者として選定されなかった者は、(5)の通知を受けた日の翌日から起算して5日(県の休日を除く)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることができる。

6 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票(様式第5号)に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。その際、件名を「令和8年度山梨県妊産婦等生活援助事業に関する質問(貴社名)」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

山梨県総合県民支援局こども福祉課 児童養護担当

- ・メールアドレス kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和8年3月5日(木)から令和8年3月10日(火)午後5時までとする。

ウ 回答方法

質問に対する回答は企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。なお、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 一次審査

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書(任意様式)

- ・A4判、縦型、横書き、左綴じ、20ページ以内とすること。
- ・A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込とする。
- ・日本語表記で11ポイント以上であること。

イ 見積書（任意様式）

- ・金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び積算内訳（項目ごとの金額）を記載すること。
- ・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。
- ・見積額は、1（4）の予算上限額の範囲内とすること。

ウ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、役員名簿、会社概要、財務状況等を示すこと。
- ・会社概要等の紹介パンフレット等がある場合は添付すること。

エ 提出部数及び提出方法

- ・書面により上記ア、イ、ウを正本1部、副本7部提出するとともに、CD-ROM等に格納し、電子媒体として1枚提出すること。
- ・提出は、持参又は郵便・宅配により行い、提出期限までに必着のこと。
- ・持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを本要領の末尾に記載の問合せ先へ電話で確認すること。

オ 提出期限

- ・令和8年3月19日（木）午後5時（必着）
- ・持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時を除く）に提出すること。

カ 提出場所

山梨県総合県民支援局こども福祉課児童養護担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階
- ・電話 055-223-1457（直通）

キ 提案辞退

企画提案書の提出後に辞退する場合は、企画提案辞退届（様式第4号）を提出すること。

7 審査・結果について

(1) 審査

ア 企画提案書の審査は、令和8年度山梨県妊産婦等生活援助事業業務委託企画提案審査委員会（以下、「審査会」という。）が行う。

イ 書面審査により優秀提案者を定める一次審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより最優秀提案者を定める二次審査を行う。

ただし、参加資格を有することを確認された参加申請者が4社以内の場合は一次審査を省略できるものとし、参加資格を有する全ての者を優秀提案者とする。

（二次審査については、「8 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング」を参照）

ウ 審査では、企画提案内容、経費等について総合的に審査を行い、採点の合計により各提案者の順位を決める。

エ 得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

(2) 審査結果

ア 一次審査の結果は、企画提案書の提案者全員に、また、二次審査の結果は優秀提案者全員に

メール等により通知する。

イ その他

- ・総得点が高い場合でも仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合、企画提案書審査基準の評価項目ごとの評価点率が60%を下回る場合(※見積書、その他は除く)は、優秀提案者又は最優秀提案者としなないことがある。
- ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(3) 非特定理由に関する事項

一次審査で優秀提案者、二次審査で最優秀提案者とされなかった者は、6(2)アの通知を受けた日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に、書面(様式自由)により理由について説明を求めることができる。

8 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

優秀提案者を対象として、企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリング(二次審査)を次のとおり実施する。

(1) 日時

令和8年3月26日(木)を予定しているが、詳細は優秀提案者に対して別途連絡する。

(2) 場所

山梨県庁内(詳細は別途連絡する。)

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

30分程度(提案書説明15分、質疑応答10分、準備・入退室時間を含む。)

提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに終了とする。

出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

ア 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うことし、会場への入室者は2名以内とする。

イ 会場には県側でパソコンからの出力設備(モニター等)を用意する。

ウ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、又は、遅刻した場合は、選定から除外する。

エ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

オ 二次審査をオンライン等で行う場合がある。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等(6(2)ア～ウ参照)を提出しないとき。

(3) 上記1の(4)委託料上限額を超えた見積金額を提出したとき。

(4) 提案に関して談合などの不正行為又は参加に際して事実を反する申込みや提案などの不正行為

があったとき。

- (5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (6) 企画提案審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (7) 本要領に規定する参加資格を満たすことを確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (8) 2件以上の企画提案をしたとき。

10 契約の締結

(1) 契約の方法

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、又は、優先交渉権者が契約締結までの間に「2 参加者の資格に関する要件」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に甲に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

11 契約書

別添契約書（案）のとおり

12 その他

- (1) 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 契約を締結するまでの間、「2 参加者の資格に関する要件」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

1.3 担当及び問い合わせ先

山梨県総合県民支援局こども福祉課 児童養護担当

- ・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
- ・電話 055-223-1457 (直通)
- ・メール kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

(別紙) 企画提案書審査基準

評価項目	評価のポイント
<p>1 実施体制 【 30点 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を円滑かつ効果的に遂行できる資格や実務経験を有する職員が確保されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施に当たって必要な設備を整え、困難を抱える妊産婦等の支援に効果的な運営方法が示されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の類似業務（児童支援、母子支援等）について過去実施した実績はあるか。
<p>2 事業運営 【 60点 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等が抱える課題や背景を理解し、その解決を図るため、具体的かつ効果が見込まれる取組内容が示されているか。また、地域生活への移行支援や自立支援の視点が明確に記載されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦等が安心して過ごすことができ、生活満足度の高い居場所づくりの工夫が行われているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な妊産婦等に認知され、利用につながるような効果的な広報活動となっているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携して妊産婦等を支援する姿勢が示されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修会参加など、妊産婦等に対する質の高い支援を提供するための有効な取組が記載されているか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の重要性を理解し、適切な措置が記載されているか。
<p>3 その他 【 10点 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内で、人件費が適切に配分され、その他事業実施のための費用が社会通念上適切に確保されているか。